

群馬県「住宅用太陽光発電設備等導入資金」（しんきん保証）

（2019年4月1日現在）

1. 商品名	群馬県「住宅用太陽光発電設備等導入資金」（しんきん保証）										
2. ご利用いただける方	<p>当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人の方。</p> <p>① 年齢が満20歳以上の方。 ② 安定継続した収入のある方。 ③ 群馬県税を滞納していない方。 ④ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方。 ⑤ 当金庫および(社)しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方。</p>										
3. 資金用途	<p>群馬県内に居住する申込人本人が自ら居住（居住予定を含む）する住宅（住宅として使用される予定であるものを含む。以下同じ）に住宅用太陽光発電設備、蓄電池（以下「対象設備」という。）を設置する次の資金とします。</p> <p>次の未使用のエコ関連設備の購入・設置資金</p> <p>①住宅用太陽光発電システム（10kw未満） ②家庭用蓄電池※太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム ③V2H設備※電気自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備</p>										
4. お借入金額	<table border="0"> <tr> <td>① 住宅用太陽光発電システムのみ</td> <td>200万円以内（1万円単位）</td> </tr> <tr> <td>② 住宅用太陽光発電システムと蓄電池システム</td> <td>300万円以内（1万円単位）</td> </tr> <tr> <td>③ 住宅用太陽光発電システムとV2H設備</td> <td>300万円以内（1万円単位）</td> </tr> <tr> <td>④ 蓄電池システム</td> <td>100万円以内（1万円単位）</td> </tr> <tr> <td>⑤ V2H設備</td> <td>100万円以内（1万円単位）</td> </tr> </table>	① 住宅用太陽光発電システムのみ	200万円以内（1万円単位）	② 住宅用太陽光発電システムと蓄電池システム	300万円以内（1万円単位）	③ 住宅用太陽光発電システムとV2H設備	300万円以内（1万円単位）	④ 蓄電池システム	100万円以内（1万円単位）	⑤ V2H設備	100万円以内（1万円単位）
① 住宅用太陽光発電システムのみ	200万円以内（1万円単位）										
② 住宅用太陽光発電システムと蓄電池システム	300万円以内（1万円単位）										
③ 住宅用太陽光発電システムとV2H設備	300万円以内（1万円単位）										
④ 蓄電池システム	100万円以内（1万円単位）										
⑤ V2H設備	100万円以内（1万円単位）										
5. お借入期間	<p>3ヵ月以上10年以内 最長6ヵ月の元金返済据置も可能です。</p>										
6. 担保・保証人	<p>不要。（保証会社である(社)しんきん保証基金が審査のうえ保証します）</p>										
7. ご返済方法	<p>・元利均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です。）</p> <p>・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます。（ただし、毎月一定の日となります。）</p>										
8. 金利・保証料	<p>・固定金利 年1.48%（含む保証料 年0.48%）</p>										
9. お申込時にご用意いただくもの	<p>① ご印鑑（普通預金お届け印）</p> <p>② ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証を取得されていない場合は、以下のいずれか1通の提出をお願いします。 イ. 顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ロ. 運転経歴証明書（表裏） ハ. 健康保険証（表裏） ニ. パスポート ※健康保険証（裏表）により本人確認書類とするお客様は、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。 ※お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。</p> <p>③ ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・税務署受付印のある確定申告書等 ただし、お借入金額が100万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 ＊勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票（写）でも代替が可能です。</p> <p>④ 県制度融資に該当する設備の購入・設置について、資金用途が確認ができる書類の写し イ. 工事契約書、または見積書等の写し（資金用途が確認できる書類） ロ. 設計書、または仕様書等の写し（太陽光発電設備の公称最大出力、蓄電池容量及び定格出力が確認できる書類） ハ. 県税納税証明書（県税に滞納がないことを確認できる書類）</p> <p>⑤ 対象となるご自宅建物の全部事項証明書（発行から3ヵ月以内のものに限ります） ＊「インターネット登記情報提供サービス」から出力したもので可とします。</p> <p>⑥ 群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金申請書</p>										
10. お支払い方法	<p>・原則、工事契約先等にお振込みいただきます。</p>										

ホームバンク きりしん



<p>11. 手数料・保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。 ・保証料は金利に含まれます。
<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部（9時～17時、電話：0277-44-8181）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。